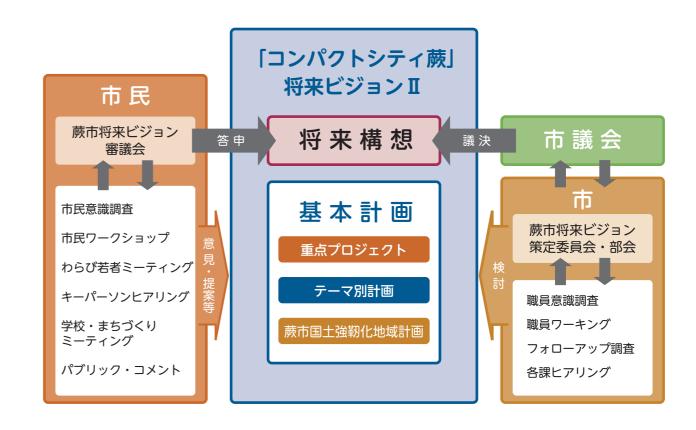


1 策定の流れ



図 表 「コンパクトシティ蕨」将来ビジョンⅡ策定の流れ



2 市民参画

1 蕨市将来ビジョン審議会

1 蕨市将来ビジョン審議会条例

(設置)

第1条 市長の諮問に応じ、蕨市の行政運営の基本指針となる長期計画として、新たな将来ビジョン(以下「将来ビジョン」という。)の策定に関し必要な調査及び審議(以下「審議等」という。)を行うため、蕨市将来ビジョン審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(組織及び委員)

- 第2条 審議会は、委員18人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
- (1) 市議会議員
- (2) 市政について優れた識見を有する者
- (3) 公募による市民
- 2 委員の任期は、将来ビジョンの策定に係る審議等が終了するまでの期間とする。

(会長及び副会長)

- 第3条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。
- 2 会長は、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第4条 審議会は、会長が招集し、その議長となる。
- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 審議会が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第5条 審議会の庶務は、総務部政策課において処理する。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。 附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年1月1日から施行する。

② 蕨市将来ビジョン審議会委員名簿 ——

任期 令和5年4月28日から

区分	氏名(敬称略)	役 職 等	備考
	武 下 涼	市議会議員	
	宮下奈美	市議会議員	令和5年7月14日まで
1号委員	古川歩	市議会議員	
市議会議員	本田 てい子	市議会議員	
	前川 やすえ	市議会議員	
	岡田 三喜男	市議会議員	令和5年8月4日から
	林 大樹	一橋大学名誉教授	会 長
	坪 井 真	作新学院大学女子短期大学部教授	副会長
	植田 富美子	蕨市町会長連絡協議会会長	
2号委員	平 田 毅	蕨市PTA連合会会長	
市政について	佐 藤 政 美	蕨市民生委員・児童委員協議会連合会会長	
優れた識見を	上野寿一	蕨市高齢者クラブ連合会副会長	
有する者	智 内 兄 助	蕨市文化協会会長	
	長谷川 浩司	蕨商工会議所事務局長	
	岡本 和子	蕨市地域女性団体連絡協議会会長	
	山之内 正	蕨市コミュニティ運営協議会会長	
2040	木 田 麗 花	公募委員	
3号委員 公募による市民	笹 渕 敏 子	公募委員	
	島村幸子	公募委員	

※役職等については委嘱時のもの

3 諮問書及び答申書

蕨第050428号 令和5年4月28日

蕨市将来ビジョン審議会 会長 林 大樹 様

蕨市長 賴髙 英雄

蕨市将来構想の策定について(諮問)

蕨市将来ビジョン審議会条例第1条の規定に基づき、蕨市将来構想の策定について、調査、 審議を求めます。

令和5年11月10日

蕨市長 賴髙 英雄 様

蕨市将来ビジョン審議会 会長 林 大樹

蕨市将来構想の策定について(答申)

令和5年4月28日付蕨第050428号をもって諮問された蕨市将来構想の策定について、本審議会では7回にわたり活発な意見交換を行いながら、慎重な審議を重ねてきました。

審議の結果、示された蕨市将来構想(素案)は、目指すまちのビジョンとして「安心・にぎわい・未来 みんなで創る みんなにあたたかい みんなのまち蕨」を掲げ、今後10年の本市のまちづくりの目指す姿や方向など、市政運営にあたっての基本的な考え方を示しており、その内容はおおむね妥当であると認めます。

なお、審議の過程で議論された《蕨市将来構想の実現に向けた主な意見》を、別添のとおり取りまとめましたので、十分配慮されるよう求めます。

【別添】

《蕨市将来構想の実現に向けた主な意見》

- (1) 安全で安心して暮らせるまち
 - ●「安全安心」に向けた取組は引き続き最重要のテーマと捉える必要がある。
 - 「自助・共助・公助」の考えのもと、各地区・地域における対応の計画化や、要支援者名簿の有効な活用、外国人住民の避難、民間事業者のBCP策定支援などにも取り組んでいく必要がある。
 - ●防犯パトロールなどの、力強い地域の活動と連携し防犯対策を進めるとともに、多様化する消費者被害対策の推進も図る必要がある。

- ●保育園等については、待機児童対策としての「量の確保」のみでなく、今後は「質の確保」 が一層重要となる。
- ●学校については、校舎の老朽化やトイレの洋式化など、ハード面での対応にしっかり取り 組む必要があるとともに、教育内容などソフト面の改善・強化により蕨の強みをアピール していく必要がある。
- ●今の時代、子どもと電子メディアの関係は切り離せないものであるが、「健やかメディア」などの上手なメディアとの付き合い方の取組は依然として重要である。また、子どもの居場所の確保として、児童館・児童センターを中高生にも利用しやすくすることや、不登校など支援を求める人たちにも目を向けた取組なども必要である。
- 「全ての子どもを犯罪から守る」 ことなど、子どもの安全安心に向けた取組を重視する必要がある。
- 市民の健康づくりにあたっては、一人ひとりが健康管理の意識を持つことが大切であり、 それを促す取組が重要である。
- ●歩きやすい歩道を整備することでウォーキングをする人が増えるなど、健康づくりのためには、バリアフリーの観点からのアプローチも重要であり、そうした取組も推進していく必要がある。
- ウェルビーイングの視点に立ち、子どもからお年寄り、また外国人も含め全ての人を対象 に「健幸づくり」の取組を進める必要がある。
- ●高齢化が進むなか、高齢者に向けた取組を一層重視していく必要がある。独り暮らし高齢者への対応や、コロナ禍で増加した心身の機能が低下する高齢者への対応、高齢者クラブの担い手の減少、元気な高齢者の社会参画など様々な課題やテーマがある。
- 蕨市にとって、公立病院の存在は大きな強みであるので、建替えとともに、利便性の向上などの充実も進めていく必要がある。

- ●中山道をはじめとした観光資源を活用し、マイクロツーリズム(近距離圏での旅行・観光) の視点等も踏まえながら、観光の取組に一層の力を入れていく必要がある。
- ●商店が継続的に経営できるような支援を進めるとともに、空き店舗を活用しやすい仕組 みづくりの取組などによって、イベント等による一時的なものに止まらない商店街の一 層の活性化を図る必要がある。
- ●起業や創業に向けた支援や、継承者の確保・育成とともに、地域資源を活用した商品開発 などによって、産業の育成・支援に取り組む必要がある。あわせて、企業・事業者には時代 に合わせた「働きやすさ」を求めていく必要もある。
- ●様々な取組については、それを市内外に情報発信していくことで、多くの人に住んでもらえる「選ばれるまち」になると考えるので、シティプロモーションの推進は非常に重要なものである。
- ●芸術・文化を、市民レベルで掘り起こすとともに、歴史民俗資料館の活用や新庁舎の展示スペースの活用など芸術・文化の発信機能を強化し、市民一人ひとりの足元から、「文化」のボトムアップを目指していくことが重要である。

(5) 環境に優しく快適で過ごしやすいまち

- ●ゴミ問題は、環境をはじめ文化など様々な分野と関連し、また生活に密接なテーマでもある。持続可能なエコシティを目指すと同時に、市民一人ひとりのごみ出しのマナーの向上なども重要である。
- ●都市整備の取組は、様々な分野に関連し波及する(上下水道の整備が市民の命を守ることにもつながり、歩道の整備が高齢者・障害者への配慮となる、またボール遊びができる公園づくりが子どもの居場所となる等)ものなので、適切にしっかり取り組んでいくことが必要である。

- 1 0年前に5%であった本市の外国人の人口は、現在10%超と大きく増加している。外国人との相互理解を深めることで、差別・偏見をなくし、多文化共生への取組を進めていくことは非常に重要なことである。
- ●人権や平和に対する取組は、昨今の国際情勢等を背景に極めて重要度が増している。また、 多様性(ダイバーシティ)もより重視する必要がある。

- ●蕨市の強みである 「協働のまちづくり」は、ネットワークステーションの整備などにより、 この10数年間で、一層浸透・推進されてきた。今後も力を入れて継続していくべきである。
- ●困りごとを抱えた市民が一人で悩まないよう、市は寄り添った相談の対応を図る必要がある。

●様々な施策を進めていく上で、いずれの分野においてもデジタル化は切り離すことのできないものとなっている。

- 「選ばれるまちづくり」 のためには、あらゆる分野において生活都市としての魅力向上を 図ることが重要である。
- ●イベントや地域の活動を支える人たちの高齢化が進んでおり、若者の地域参加の促進や 世代間交流の取組などによって、若い世代のまちづくりの参加の間□拡大を図り、年齢や 国籍などを問わず、みんなで育てるまちづくりを進めていく必要がある。
- ●多様性に配慮したまちづくり、支援を必要とする人たち(子ども、子育て世代、高齢者、障害者など)に優しいまちづくりが大切である。
- コロナ禍の影響による 「ニューノーマル」 への社会転換など、市民のライフスタイルの変化を踏まえたまちづくりも重要である。
- ●若者を含め、多くの市民に市からの情報やメッセージを伝え、共有するためには、それに 興味を持ってもらうような情報の伝え方を工夫する必要がある。
- ●蕨市は、行政サービスなど行き届いているものが多く、コンパクトな利点を生かした取組が蕨市の強みである。今後も、コンパクトさをチャンスと捉え、更に住みよいまちを目指すことで、次世代の若者が増えていくような取り組みを進めていくことが重要である。
- ●目指すまちのビジョン実現に向けては、市民側も自発的にまちづくりに関わり、それぞれの役割を果たして、互いの知恵や能力を出し合い、情報の共有をしつつ、連携協力することが必要であり、また市民が身近なまちづくりに対して自発的、積極的に取り組んでいけるように行政が支援することが必要である。
- 「自助・共助・公助」、更には 「互助」 の視点も含めた、地域のなかでの住民同士の支え合いによるまちづくりも重要である。

2 市民意識調査

■			的	新たな「将来ビジョン」の策定に当たり、市の取組に対する市民の意識等を把握し、 計画策定の基礎資料とすることを目的に実施
調	査	対	象	蕨市在住の満 18 歳以上の市民 3,000 名 (住民基本台帳から各地区の年齢層別の人口比率に基づき男女別に無作為抽出)
調	査	方	法	行政連絡員による調査票の配布、郵送またはウェブ上での回収 ※調査票は無記名で回答
調	査	期	間	令和4年7月26日~令和4年9月2日
有効回答数(率) 1,374票/3,000票 (45.8%)		1,374票/3,000票 (45.8%)		

3 市民ワークショップ

目的	新たな「将来ビジョン」の策定に当たり、まちづくりの課題や課題解決に向けた提 案などについて、市民から提言をいただくことを目的に実施	
参加者の構成	無作為抽出による参加呼びかけに応じた市民 25 名(グループ編成前のみ参加した方を含む)で構成	
開催期間	令和4年9月~令和5年1月(全5回)	
概 要	話し合いは、テーマごとのグループディスカッション形式で行った。第2回以降、参加者の関心に沿って4つのグループを編成し、蕨市の魅力や課題、目指すべき姿とそれを実現するための取組について話し合い、提言書を取りまとめた	

【グループ編成】

グループ名	メンバー(敬称略・50 音順)
第1班 子どもの未来が輝くまち (子育て、学校教育)	岩井 美恵子、奥田 雅彦、斉藤 寿美子、西元 光子、 松本 浩昌
第2班 快適で安全・安心なまち (防災、防犯・交通安全、環境)	井野 千賀子、今堀 佳代子、川野 耕三、関根 未希、 坪井 真、ピッツァート キアラ
第3班 にぎわいのあるまち (にぎわいづくり、地域資源、都市基盤・住環境、 芸術・文化)	大島 耕児、大森 隆史、平林 千明、前川 武司、三浦 雅典、李 春玲
第4班 みんなで支え合うまち (地域福祉、保健・医療、生涯学習・スポーツ)	小木曽 保、高 凱、小林 惠子、白石 良恵、田上 洋輔、張 瓊

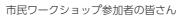
4 わらび若者ミーティング

目的	新たな「将来ビジョン」の策定に当たり、次代を担う若者から見た今後の蕨市の姿とまちづくりのアイデアを引き出すとともに、今後のまちづくりに積極的に関わってもらえる若者の輪を広げていくことを目的に実施	
参加者の構成 市からの呼びかけに応じた市内で活動する団体や公募による 17 歳から 24 歳まの 15 名で構成		
開催期間	令和4年12月(1回)	
概 要	「若者の考える蕨市の未来!」をテーマに、まちづくりの分野ごとに、3つのグループに分かれて意見交換を行った	

【グループ編成】

グループ名	メンバー(敬称略・50 音順)
第1班 子育て・教育グループ	石丸 遼、鈴木 颯太、園川 真唯、坪野 泰河
第2班 にぎわい、安全・安心、環境グループ	尾方 瑛、木田 麗花、清水 隆、中村 弐千華、 古川 明日香、吉田 愛佳
第3班 文化・スポーツ・生涯学習グループ	下山 桃佳、菅谷 優希、堂満 百花、中井 悠貴、保坂 朱李







わらび若者ミーティングの様子

5 キーパーソンヒアリング

目的	新たな「将来ビジョン」の策定に当たり、各分野の関係者から意見を伺い、統計資料等からは把握が困難な定性的な情報やまちづくりの課題などを明らかにしていく ことを目的に実施
ヒアリング対象	市内5地区の代表者や各種団体等の関係者
開催期間	令和5年2月
ヒアリング項目	1) 団体の活動状況、特に力を入れていること 2) 活動における課題や困りごと 3) 当該分野において目指すべき蕨市の姿と、市が重点的に取り組むべきこと

【グループ編成】

【グループ編成】		(順不同)
分野	団体・役職等	氏名 (敬称略)
	蕨市高齢者クラブ連合会副会長	山本 昭三
	蕨市身体障害者相談員	尾崎節子
	蕨市知的障害者相談員	鹿子木 順子
地域福祉・健康・スポーツ	蕨市民生委員・児童委員協議会連合会会長	佐 藤 政 美
	NPO法人糸ぐるま理事長	足立明美
	蕨市レクリエーション協会会長	大 武 勝 雄
	蕨市スポーツ協会会長	佐藤則夫
	蕨市町会長連絡協議会会長	植田 富美子
	蕨市町会長連絡協議会副会長	岩渕養光
安全・安心	蕨市地域女性団体連絡協議会会長	岡本 和子
	蕨市公衆衛生推進協議会会長	阿部 恒男
	蕨防災士会会長	川野耕三
	中央コミュニティ委員会会長	山岡 さと子
	塚越コミュニティ委員会会長	比 企 孝 司
コミュニティ	南町コミュニティ委員会会長	足立 朋彦
	錦町コミュニティ委員会会長	山之内 正
	北町コミュニティ委員会会長	平井 則明
	蕨商工会議所事務局長	長谷川 浩司
	蕨商工会議所青年部会長	笠 井 毅
にぎわい・文化	蕨市にぎわいまちづくり連合会副理事長	酒 井 佳 延
	蕨市文化協会会長	智内兄助
	社会教育委員会議議長	德丸 平太郎
	蕨市保育園保護者	才本 紫乃
	蕨市幼稚園保護者	富塚 達也
	NPO法人ふうせん代表	園川 泰子
子育て・教育	夕方からの居場所づくり「ぽっかぽか」代表	新 妻 朋 子
	蕨市子ども会育成連合会副会長	杉 山 芳 朗
	蕨市PTA連合会会長	平 田 毅
	蕨市青少年団体連絡協議会会長	須賀 昭仁

※役職等についてはヒアリング時のもの

6 学校・まちづくりミーティング

B		的	これからの蕨市のまちづくりについて、中学生の意見を伺うため、蕨市立第二中学 校の生徒と市長とのまちづくりミーティングを実施
参	加	者	蕨市立第二中学校生徒会役員、学級委員等(1~2年)の 28 名
開	催期	間	令和5年1月(1回)
概		要	第二中学校生徒会が学校環境の向上に向けて、学校のトイレについてのアンケートを取り、市長に報告したいとの話があったことから、アンケートの結果など生徒の声を市長が伺うとともに、あわせて蕨市の将来のまちづくりについても意見交換を行った

7 パブリック・コメント

目的	新たな「将来ビジョン」の策定に当たり、その案を公表し、広く市民から意見を募ることで、市民参画機会の確保や市民への説明責任を果たすとともに、その意見等を将来ビジョンに反映することを目的に実施
将来構想 (素案)	実施期間:令和5年9月 意見数 :5件(意見提出者3人)
基本計画(案)	実施期間: 令和6年2月 意見数 : 7件 (意見提出者4人)

3 庁内検討

1 蕨市将来ビジョン策定委員会

蕨市将来ビジョン策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 蕨市の行政運営の基本指針となる長期計画として、新たな将来ビジョン(以下「将来ビジョン」という。)を策定するため、蕨市将来ビジョン策定委員会(以下「委員会」という。)を置く。 (所掌事務)

- 第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。
- (1) 将来ビジョンの策定に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、将来ビジョンに係る重要事項に関すること。

(組織)

- 第3条 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。
- 2 委員長は、市長をもって充てる。
- 3 委員は、副市長、教育長、部長、消防長、市立病院事務局長、議会事務局長及び教育部長とする。
- 4 委員長は、会務を総理する。
- 5 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその 職務を代理する。

(会議)

- 第4条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。
- 2 委員会が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(部会

第5条 委員会は、将来ビジョンの策定に係る分野横断的な重点課題について調査研究するため、 部会を置くことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、総務部政策課において処理する。

(委任

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が別に定める。 附 則

(施行期日)

1 この要綱は、公布の日から施行する。

蕨市将来ビジョン策定委員会 委員名簿

委員長	市長	賴高英雄
	教 育 長	松本隆男
	理事	佐藤 慎也
	総 務 部 長	阿 部 泰 洋
	市民生活部長	小 柴 正 樹
	健康福祉部長	根 津 賢 治
委員	都市整備部長	高橋 稔明
	教 育 部 長	渡 部 幸 代
	消 防 長	野 﨑 好 伴
	水道部長	相馬 一富
	市立病院事務局長	田谷信行
	議会事務局長	小谷野賢一

2 蕨市将来ビジョン策定委員会 部会

蕨市将来ビジョン策定委員会部会設置要領

(設置)

第1条 蕨市将来ビジョン策定委員会設置要綱(令和4年蕨市要綱第55号)第5条の規定に基づき、蕨市将来ビジョン策定委員会部会(以下「部会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 部会は、蕨市将来ビジョン策定委員会委員長の指示を受け、新たな将来ビジョンの策定に当たり、特に必要と認める事項について調査研究を行う。

(組織)

- 第3条 部会は、部会長、副部会長及び部会員をもって組織し、市職員のうちから市長が任命する。
- 2 部会長は、部会を総理する。
- 3 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるとき又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 4 部会長、副部会長及び部会員の任期は、任命の日から調査研究終了の日までとする。

(会議

- 第4条 部会の会議は、部会長が招集し、その議長となる。
- 2 部会が必要と認めるときは、部会員以外の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第5条 部会の庶務は、総務部政策課において処理する。

(委任)

第6条 この要領に定めるもののほか、部会の運営について必要な事項は、部会長が別に定める。 附 則

この要領は、令和5年10月10日から施行する。

蕨市将来ビジョン策定委員会部会 部会員名簿

部 会 長	総 務 部 長	阿 部 泰 洋
副部会長	総務部政策課長	佐藤則之
	秘書広報課長(副参事)	有 里 友 希
	総務部庶務課長	赤羽悟
	総務部財政課長	白鳥 幸男
	市民生活部安全安心課長	加藤宏之
	健康福祉部福祉総務課長(次長)	國 井 信 太 郎
部会員	都市整備部まちづくり課長(次長)	丸 山 友 之
	教育部教育総務課長	田中昌継
	水道部業務課長	尾上 聡
	市立病院事務局庶務課長(次長)	小 川 淳 治
	消防本部総務課長	鈴 木 経 一
	議会事務局次長	津田伸一

3 職員意識調査

目的	新たな「将来ビジョン」の策定に当たり、日頃、市政運営を行っている職員の意識等を把握し、計画策定の基礎資料とすることを目的に実施
調査対象	正職員 623 名(ただし、特別職、産・育休等休職中の職員を除く)
調査方法	調査票の配布・回収 ※調査票は無記名で回答
調査期間	令和4年10月25日~令和4年11月22日
有効回答数(率)	591 票/623票 (94.9%)

4 職員ワーキング

目的	新たな「将来ビジョン」の策定に当たり、まちづくりに対する若手職員からの具体 的な提案を得る機会とするとともに、若手職員の市の将来ビジョンに対する意識の 醸成や市政全体を俯瞰するきっかけとなることを目的に実施
参加者の構成	おおむね入庁3年目から 10 年目までの若手職員を対象に公募し、応募のあった 13 名で構成
開催期間	令和4年11月~令和5年3月(全3回)
概 要	話し合いは、3つのグループに分かれ、2回のワーキングや各自での調査・研究、各グループの自主的な活動などを経て提案を取りまとめ、部長会議終了後、成果報告を行った

【グループ編成】

グループ名	メンバー(敬称略・組織順)
第1班 子ども・子育て支援グループ	佐藤 宇宙 (総務部人事課) 伊藤 沙保理 (健康福祉部保健センター) 迫脇 大輔 (都市整備部まちづくり推進室) 小河原 充 (教育部市立図書館)
第2班 安全・安心グループ	田 中 莞 太 (市民生活部安全安心推進課) 三浦 壽美花 (都市整備部まちづくり推進室) 渡 邉 貴 大 (教育部下蕨公民館) 川 端 優 佑 (消防署第2中隊救助隊)
第3班 にぎわいづくりグループ	加藤裕也(総務部税務課) 小倉慎次(市民生活部医療保険課) 片桐大曜(都市整備部建築課) 横山 澪(教育部教育総務課) 髙橋晴弥(消防署第1中隊救急隊)

※所属等についてはワーキング時のもの

5 フォローアップ調査・各課ヒアリング

目的	「『コンパクトシティ蕨』将来ビジョン後期実現計画」の検証、及び新たな「将来ビジョン」策定に当たり考慮すべき重要な課題や、必要な取組を整理するために実施
概 要	フォローアップ調査では、「『コンパクトシティ蕨』将来ビジョン後期実現計画」に 掲げた施策に関する課題や今後必要な取組などについて整理し、この結果を基に、 各課ヒアリングを実施し、担当部署の考え方を直接聴取した
実施期間	令和4年12月~令和5年2月

6 事務局

			総務部政策課長	佐藤	則之
			総務部政策課主幹	島田	雅也
事	務	局	総務部政策課主査	石 黒	沙織
			総務部政策課主査	市川	翔太
			総務部政策課主事補	藤田	睦子

4

基本計画における指標一覧

各分野 (各章) における指標の考え方は以下のとおりです。 なお、右欄 「重プロ指標」 に数字を示している指標は、「重点プロジェクト」 にも使用している指標です。

現状値=特記のないものは令和4年度実績または令和4年度末実績 目標値=令和10年度目標または令和10年度末目標

第1章 安全で安心して暮らせるまち

指標	現状値	目標値	指標の考え方	重プロ指標
自主防災組織による 防災訓練の実施率	48.1% (過去5年平均)	100%	共助による防災力向上を示す指標として、自主防災組織による防災訓練の実施率をみます。 すべての自主防災組織での防災訓練実施を目標値とします。	J 22 27
災害協定の締結数 (累計)	49件	60件	災害救助・復旧体制の強化・充実を示す指標として、他市町村や事業者などとの災害協定の締結数をみます。累計で60件を目標値とします。	
市内の防犯カメラ 設置台数 (公設・商店街・家庭等)	233台	400台	犯罪が起きにくい環境づくりを進めるための指標として、 公共施設や、市の設置費補助による家庭等への防犯カメラ 設置台数をみます。400台を目標値とします。	S S S S S S S S S S S S S S S S S S S
応急手当普及啓発活動 の参加者数	1,252人	1,500人	バイスタンダー (救急現場に居合わせた市民)が応急手当できるよう、知識・技術の普及を進めるための指標として、応急手当普及啓発活動の参加者数をみます。1,500人を目標値とします。	

第2章 豊かな個性を育み子どもたちの未来輝くまち

指標	現状値	目標値	指標の考え方	重プロ 指標
子育てしやすいと思う 市民の割合【市民意識 調査】	78.4% (過去5年平均)	80%	子どもを安心して産み育てることのできるまちであることを示す指標として、市民意識調査により、子育てしやすいまちと思う市民の割合をみます。80%を目標値とします。	2 - VED VED 1
地域子育て支援センター利用件数	9,138件	15,000件	子育てしやすい環境づくりを進めるための指標として、地域子育て支援センター(令和5年度末時点で市内に5施設)の利用件数をみます。15,000件を目標値とします。	
埼玉県学習状況調査に おいて各教科内容別結 果(正答率)が県平均を上 回った項目の割合(小・中 学校)	89.7% (過去5年平均)	100%	教育内容の充実度を測る指標として、埼玉県が実施している学習状況調査から、各教科内容別結果(正答率)が県平均を上回った項目の割合をみます。県平均を全項目で上回ることを目標値とします。	2
小・中学校トイレの 洋式化率	54.9%	100%	学校施設の整備の充実度を示す指標として、小・中学校トイレの洋式化率をみます。洋式化率100%を目標値とします。	Property of

第3章 みんなにあたたかく健康に生活できるまち

	指標	現状値	目標値	指標の考え方	重プロ 指標
	介護予防事業参加者数	10,694人(過去5年平均)	20,000人	高齢になっても元気に生活できるよう介護予防を推進する 指標として、介護予防事業の参加者数をみます。20,000 人を目標値とします。	W. Junito
	認知症サポータース テップアップ講座の修 了者数(累計)	_	150人	認知症に対する理解を促し、認知症高齢者などへの支援を 進めるための指標として、認知症サポーターステップアッ プ講座の修了者数をみます。累計で150人を目標値としま す。	
1	健康長寿蕨市モデル事 業(コバトンA L K O O マイ レージ) 参加者数	_	2,000人	「スマートウエルネスシティ」の実現に向け、健康づくりのための運動を促進するための指標として、健康長寿蕨市モデル事業の参加者数をみます。2,000人を目標値とします。	A STONE S
	市立病院病床利用率	59.0%	73%	市立病院の安定的な経営を示す指標として、市立病院の病 床利用率をみます。73%を目標値とします。	ARTION 23

第4章 にぎわいと活力、市民文化と歴史がとけあう元気なまち

指標	現状値	目標値	指標の考え方	重プロ 指標
サブリース等による空き店舗解消件数(サブリース事業により出店または空き店舗有効活用事業補助金を活用して出店した件数・期間中累計)	_	15件	にぎわいのあるまちづくりに向け空き店舗の解消を図るための取組を示す指標として、サブリース等による空き店舗解消件数をみます。累計で15件を目標値とします。	S COLUMNIA C
魅力ある店舗づくり支 援事業補助金の活用件 数 ^(累計)	_	80件	魅力ある店舗づくりの支援を推進するための指標として、 魅力ある店舗づくり支援事業補助金の活用件数をみます。 累計で80件を目標値とします。	O 1
公民館延べ利用者数	163,634人	210,000人	生涯学習環境や機会の充実を示す指標として、生涯学習の 拠点である公民館の延べ利用者数をみます。210,000人を 目標値とします。	
図書館の貸出等件数 (電子図書含む)	357,073件	530,000件	市民の生涯学習に重要な役割を果たす図書館の充実を示す 指標として、市立図書館の貸出等の件数をみます。電子図 書の利用も含め530,000件を目標値とします。	

第5章 環境にやさしく快適で過ごしやすいまち

指標	現状値	日標値	指標の考え方	重プロ 指標
地球温暖化対策設備等 設置費補助金の補助件 数(累計)	614件	1,000件	再生可能エネルギーの利用・普及を促進するための指標として、地球温暖化対策設備等設置費補助金の補助件数をみます。累計で1,000件を目標値とします。	\$ 10 Y 23 7
コミュニティバス 利用者数	180,678人 (過去5年平均)	220,000人	市内の交通利便性を示す指標として、コミュニティバス「ぷらっとわらび」の利用者数をみます。220,000人を目標値とします。	
市内住宅の耐震化率 (戸数)	85.7% (平成30年10月 時点)	95%	災害に強い都市づくりを進める指標として、市内住宅の耐震化の割合をみます(住宅・土地統計調査)。95%を目標値とします。	
重要施設配水管路の 耐震適合率	89.1%	99%	災害時のライフラインの強靭化を示す指標として、避難所などの重要給水施設への配水管の耐震化の割合をみます。 99%を目標値とします。	

第6章 一人ひとりの心でつなぐ笑顔あふれるまち

指標	現状値	目標値	指標の考え方	重プロ指標
町会加入世帯数	24,913世帯 (令和4年9月 時点)	25,000世帯	地域コミュニティの活性化を示す指標として、地域コミュニティ活動の中核である町会の加入世帯数をみます。 25,000世帯を目標値とします。	
わらびネットワークス テーション登録団体数	213団体	250団体	市民活動の活性化を示す指標として、わらびネットワークステーションの登録団体数をみます。250団体を目標値とします。	
外国人向け一元的相談 窓口支援件数	_	500件	多文化共生に向けた環境づくりを示す指標として、令和5年に新庁舎開庁にあわせ設置した、外国人向け一元的相談窓口における支援件数をみます。500件を目標値とします。	
審議会等への女性委員登用率	42.8% (令和5年4月1日 時点)	45%	男女共同参画によるまちづくりの推進を示す指標として、 審議会等における女性委員の割合をみます。45%を目標値 とします。	

第7章 市民と市がともに力を発揮して創る自立したまち

指標	現状値	目標値	指標の考え方	重プロ 指標
協働事業(SDGs)提 案制度への応募件数(累計)	59件	90件	協働のまちづくりを進めるための指標として、SDGs提 案制度(令和5年までの名称は「協働事業提案制度」)への応 募件数をみます。累計で90件を目標値とします。	
民間事業者等との連携 協定の締結数(累計)	44件	55件	民間事業者等との協働によるまちづくりを進めるための指標として、民間事業者等との連携協定の締結数をみます。 累計で55件を目標値とします。	
個人市民税の収納率 (現年課税分+滞納繰越分)	97.4%	98%	健全な財政運営のための着実な財源確保の取組を示す指標として、個人市民税の収納率をみます。98%を目標値とします。	
市公式SNSの 登録者数	5,587人 (令和5年10月 時点)	7,000人	市政の情報発信の取組を示す指標として、市公式SNS(蕨市X、蕨市YouTube、防災行政無線X、商工観光課インスタグラムなど)の登録者数をみます。7,000人を目標値とします。	A STONE STON



5 用語解説

本冊子中「*」印を付した用語の解説

英数字	
ВСР	緊急事態が発生しても業務が継続できるよう、官公庁や企業が定める
(業務継続計画)	計画のこと。
DX	デジタル技術を活用して人々の生活をより良いものへと変革し、既存
(デジタル・トランスフォーメーション)	の価値観などを根底から覆すような新たなしくみを作り出すこと。
GIGAスクール構想	児童・生徒に、一人1台の端末の配布と高速ネットワーク設備への対応のほか、教育のICT化を進める国の取組のこと。
GTEC	Global Test of English Communicationの略。スコア型英語 4 技能 (聞く、話す、読む、書く)検定試験のこと。 ※ [GTEC®] は、株式会社ベネッセコーポレーションの登録商標です。
ICT	Information and Communication Technology の略。 情報 (information) や通信 (communication) に関する技術の総称。
J - A L E R T (全国瞬時警報システム)	人工衛星と市町村の防災行政無線を利用して緊急情報を伝えるシステムのこと。 津波警報や緊急地震速報、弾道ミサイル発射情報など対処に時間的余裕のない事態に関する緊急情報を速やかに知らせることを目的とする。
LGBTQ	「Lesbian (レズビアン)」、「Gay (ゲイ)」、「Bisexual (バイセクシュアル)」、「Trans-gender (トランスジェンダー)」、「Queer/Questioning (クィア/クエスチョニング)」の頭文字をとって名付けられた言葉。性的少数者を表す総称の一つ。
PFI	Private Finance Initiativeの略。公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法のこと。
SNS	Social Networking Service の略。個人間の交流を支援するサービスで、参加者は共通の興味、知人などをもとにさまざまな交流を図ることができる。
V2G (ヴィークルトゥグリッド)	Vehicle to Gridの略。電気自動車を蓄電池として使用し、電力会社の電力系統に接続して相互に利用する技術を指す。
V2H (ヴィークルトゥホーム)	Vehicle to Homeの略。電気自動車を蓄電池として使用し、家庭の電力に利用する技術を指す。
3 R (リデュース・リユース・リサイクル)	環境保全に向けたReduce(リデュース:廃棄物の排出抑制)、Reuse(リュース:製品などの再使用)、Recycle(リサイクル:資源としての再生利用)の略称。
あ行	
アセットマネジメント	施設のライフサイクルを中長期的に見据え、効率的かつ効果的に管理運営する実践活動。目的は、現有資産の状態を診断・評価し、中長期の更新需要と財政収支を考慮して更新財源を確保し、事業の実行可能性を担保すること。

いきいき百歳体操	準備体操・重りを使った筋力運動・整理体操の3つの運動を組み合わせたもので、高齢者が無理なく能力を付けることができる介護予防体操のこと。住民運営による「高齢者の通いの場」で行われ、地域のつながりや見守りなどの役割も果たしている。
石綿セメント管	軽量で加工性がよく、安価であったため用いられていた配水管。強度及び耐震性が低いという欠点があるため、現在では製造されていない。
一次医療	プライマリ・ケアともいわれ、通常みられる病気や外傷などの治療のみでなく、疾病予防や健康管理など、地域に密着した保健・医療・福祉に至る包括的な医療を指す。主に、地域の診療所や病院がその役割を担っている。
医療的ケア児	日常生活及び社会生活を営むために恒常的に人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引などの医療行為を受けることが不可欠である児童のこと。
ウォーカブル	「歩く」を意味する「walk」と「できる」の「able」を組み合わせた造語。 国土交通省では、「『居心地が良く歩きたくなる』まちなかづくり 〜ウォーカブルなまちなかの形成〜」を推進している。
エリアリノベーション	区域を定め、空き店舗や空き地等を活用・改修し、活性化につながる機能を加えるなど、新たな価値を付加することにより、まちの魅力を積み上げ、エリアの価値やイメージを向上させるエリア形成手法のこと。
か行	
カーボンオフセット	温室効果ガスの排出量をできるだけ抑え、どうしても排出される温室効果ガスについては、排出量に見合った温室効果ガスの削減活動に投資することなどにより、埋め合わせるという考え方のこと。
介護予防・生活支援サービス事業	各市町村による「介護予防・日常生活支援総合事業」のうち、要支援 1、2の認定者と市町村がチェックリストで同等に生活機能が低下していると判断した人が対象の事業。掃除・洗濯や運動・レクリエーションの送迎などがあり、NPOやボランティア、民間企業などがサービスの担い手になることもできる。
学校応援団	学校における学習活動、安全確保、環境整備などについて、ボランティアとして協力や支援を行う保護者・地域住民による活動組織のこと。
学校図書館教育支援員	子どもの読書活動を支援するために、蕨市では2校に1名の割合で配置している司書資格を有する職員のこと。
カリキュラム・マネジメント	学習指導要領等を受け止めつつ、子どもたちの姿や地域の実情等を踏まえて、各学校が設定する教育目標を実現するために、学習指導要領等に基づき教育課程を編成し、それを実施・評価し改善していくこと。
基幹管路	上水道において、水源である深井戸から浄水場まで、地下水を送るための導水管と、配水池から上水道の利用者へ水を配るための配水管の中で、給水管の取り出しがない基幹的な配水管のこと。
教育センター	保護者や児童・生徒、教職員に対する教育相談やスクールソーシャルワーカーによる環境改善のための支援をはじめ、児童・生徒の適応指導や、日本語による会話などに困難を抱える外国人児童・生徒に対する初歩的な日本語指導を行っている。また、教職員の資質・指導力向上のためのさまざまな研修を行うとともに、学校における対応事案、配慮事案に対する支援を行っている。
居宅介護支援事業所	在宅の要介護認定者が適切に介護サービスを利用できるよう、ケアマネージャーが在籍し、本人や家族の心身の状況や生活環境、希望などに沿って、居宅サービス計画書(ケアプラン)を作成している。

グループホーム	病気や障害などで一般的な生活が困難な人々が、地域住民との交流が確保される地域のなかで、専門スタッフの支援を受けながら共同生活を営む住まいの場のこと。主に身辺自立が可能な状態にある高齢者や障害者が、プライバシーに配慮した個室からなる住居に少人数で住み、24時間の専門的な支援体制のもとで、家庭的で落ち着いた雰囲気のな
	かで生活を送ることを目的としている。
ゲートキーパー	身近な人の自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応(悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る)を図ることができる人のこと。「命の門番」としても位置付けられている。
健康寿命	健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間のこと。 埼玉県は、65歳に達した県民が健康で自立した生活を送ることができ る期間(65歳健康寿命)として指標を定義し、具体的な算定の方法とし て介護保険制度の「要介護2以上」になるまでの期間を算定している。
合計特殊出生率	15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性がその年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子どもの数に相当する比率のこと。
合理的配慮	障害のある人が障害のない人と平等に生まれながらに持っている人権 や基本的自由を行使できるように、障害特性やそれぞれの場面・状況に 応じて生じる社会的障壁を取り除くための、負担になり過ぎない範囲 で求められる変更及び調整のこと。
こども家庭センター	既存の子育て世代包括支援センター(母子保健)と子ども家庭総合支援拠点(児童福祉)の設立の意義や機能は維持した上で組織を見直し、すべての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行う機能を有する機関のこと。
子ども食堂	地域の人々が主体となり、子どもが1人でも安心して利用することができる無料または低額の食堂であり、貧困家庭の子どもへの支援や孤食の解消、食育など、食を通じた地域交流の場としての役割を果たしている取組のこと。
コミュニティ・スクール (学校運営協議会)	学校と地域住民等が力を合わせて学校の運営に取り組むことが可能となる 「地域とともにある学校」への転換を図るための有効なしくみのこと。
コミュニティ・センター	蕨市が中央、塚越、南町、錦町及び北町に設置しているコミュニティ(近 隣社会)の形成を図るための拠点施設。市民と行政が一体となり、蕨市 民憲章に掲げる理想のまちの実現に努めることを目的としている。
さ行	
再生可能エネルギー	太陽光・太陽熱・風力・地熱・水力・バイオマスなどの永続的に利用でき、 温室効果ガスの削減に資するエネルギーのこと。
産後ケア事業	産後の母子に対して、助産師等による心身のケアや育児のサポートなどが受けられる事業のこと。
残さ	ある操作で処理をした場合に、その処理による目的に適合しなかった部分をいう。ここでは、ごみを焼却した際に残る灰のこと。
シェアサイクル	各所に設置されたポート (自転車ステーション) であれば、どこでも自転車をレンタル・返却することができるサービスのこと。
自助・共助・公助	自助は、一人ひとりが自ら取り組むこと。共助は、地域や身近にいる人どうしがいっしょに取り組むこと。公助は、国や地方自治体などが取り組むこと。3つの連携が円滑なほど災害の被害が軽減できるとされる。

指定管理者制度	地方自治体が所管する公の施設について、管理・運営を民間事業者等へ
	委任することができる制度。民間事業者等が有するノウハウを活用することにより、住民サービスの質の向上、競争原理による経費削減が 見込める。
シティプロモーション	人口減少・少子高齢化が進み、移住者の獲得をめぐる都市間の競争が今後、より激しくなることも予想されるなか、自治体が地域の魅力を掘り起こし、戦略的に内外に魅力を発信することで、移住・定住の促進やシビックプライドの醸成などにつなげていくことを指す。
重要施設配水管路	震災時においても給水が特に必要となる基幹病院や指定避難所、応急 給水拠点などの重要給水施設と浄水場を結ぶ管路のこと。水道システ ム全体の耐震性を効率的・効果的に高めるという観点から優先的な耐 震化が図られている。
循環型社会	環境への負荷を減らすため、自然界から採取する資源をできるだけ少なくし、有効に使うことで廃棄するものを最小限に抑える社会のこと。
将来負担比率	地方自治体の借入金(地方債)など現在抱えている負債の大きさを、そ の地方自治体の財政規模に対する割合で表したもの。
ショートステイ	要介護者等が施設に短期間入所し、日常生活の世話や機能訓練などを 受けるサービス。
人権擁護委員	人権擁護委員法に基づいて、人権相談を受けたり、人権の考えを広める活動をしている民間ボランティアのこと。
人□動態	ある一定の期間における人口の変動のこと。
スクールカウンセラー	問題行動・不登校等の課題解決を図るため、児童・生徒や保護者、教職員に対し、専門的な知識・経験に基づいて、相談に応じ、適切に助言や援助をする専門家のこと。
スクール支援員	児童・生徒の豊かな心や生きる力を育むために、教科指導、国際理解教育、情報教育等での補助や支援のほか、学校生活全般についての補助を行う職員のこと。
ステップアップルーム	自分のクラスに入りづらい児童・生徒が、落ち着いた空間の中で自分に合ったペースで学習・生活できるよう学校内に設置している学習室のこと。自分のクラスとつながり、オンライン指導やテスト等も受けられ、その結果を成績に反映することができる。
スマートコミュニティ	省エネルギーに取り組みつつ、再生可能エネルギーを最大限活用し、家庭やオフィス、交通システムなどをITネットワークでつなげ、地域でエネルギーを有効活用する次世代の社会システムを指す。
生活困窮者自立支援制度	「経済的に苦しい」、「生活に困っている」など、心配ごとや悩みごとについて、専門の支援員が相談に応じる制度。支援員は、一人ひとりの状況に合わせた支援プランを作成し、相談者に寄り添いながら、他の専門機関と連携して、解決に向けた支援を行う。
生活支援コーディネーター	高齢者らの在宅生活を支えるための調整役で、各市町村への配置が義務付けられている。「地域支え合い推進員」とも呼ばれる。
成年後見制度	認知症、知的障害、精神障害などの理由により判断能力が十分でない人々が安心して生活できるように、家庭裁判所から選任された者が、本人の意思を尊重して、財産の管理や身の回りの世話の手配などの支援を行う制度。
性別役割分担(意識)	[男は仕事・女は家庭]、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」などのように、男性、女性という性別を理由として役割を分ける考え方。

セーフティネット	元々はサーカスの綱渡りや空中ブランコのときに張られた安全ネット のこと。 転じて、 福祉、 防犯、 防災、 雇用など、 幅広い分野において、 人々 の生活を守るためのしくみをいう。
セカンドブック事業	ブックスタート事業のフォローアップ事業で、子どもたちの成長に応じた読書のきっかけづくりや習慣化を支援するため「本」をプレゼントする取組のこと。
ゼロカーボンシティ	ゼロカーボンは、カーボンニュートラルとも呼ばれ、温室効果ガスの排出と吸収を均衡させることを指す。ゼロカーボンを目指す都市をゼロカーボンシティという。
た行	
第一次救急医療	重症度に応じた3段階別の救急医療体制の一つで、主に入院治療の必要がなく、外来で対処しうる帰宅可能な軽傷患者に対応する救急医療を指す。
第二次救急医療	重症度に応じた3段階別の救急医療体制の一つで、入院治療や手術を必要とする重症患者に対応する救急医療を指す。このほか、第三次救急医療は、二次救急まででは対応できない一刻を争う重篤な救急患者に対応する救急医療を指す。
多文化共生	国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、対等 な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員としてともに生きてい くこと。
地域包括ケアシステム	地域のなかで、保健サービス(健康づくり)、医療サービス及び在宅ケア、 リハビリテーションなどの介護を含む福祉サービスを、保健・医療・介護・ 福祉の関係者が連携・協力して、地域住民のニーズに応じて一体的・体 系的に提供するしくみ。
地域密着型サービス	高齢者が要介護や要支援状態になっても、住み慣れた環境・地域で、きめ細かく配慮されたサービスの提供を受けることができるよう創設されたもので、市が指定した事業者がサービスを提供し、原則として市民が利用するサービス。
地区計画制度	ドイツなどを参考に、1980 (昭和55)年の都市計画法及び建築基準法の改正により創設された制度であり、住民の合意に基づいて、それぞれの地区の特性にふさわしいまちづくりを誘導するための計画を策定し、建築物の用途や形態などを制限する制度のこと。
超高齢社会	65歳以上の高齢者の占める割合が総人口の21%を超えた社会のこと。 なお、65歳以上の高齢者の占める割合が総人口の7%を超えた社会は 「高齢化社会」、14%を超えた社会は「高齢社会」と呼ばれる。
デジタルサイネージ	ディスプレイなどの電子的な表示機器を使って情報を発信するシステム・媒体のこと。日本語では「電子看板」ともいう。
デジタルデバイド	ICT (情報通信技術) を利用できる人とできない人との間で生じる格差のこと。
テレワーク	ICT (情報通信技術) を活用した時間や場所にとらわれない柔軟な働き方のこと。
同和問題	日本社会の歴史的過程で形づくられた身分差別に由来するもので、今 なお、日常生活の上でいろいろな差別を受けるなど、わが国固有の人権問題のこと。
特殊災害	自然災害以外の化学物質関連の事故などを指し、核 (nuclear)、生物 (biological)、化学物質 (chemical) の頭文字から 「N B C 災害」 と呼ばれることもある。

特殊詐欺	「オレオレ詐欺」、「還付金詐欺」、「架空請求詐欺」、「融資保証金詐欺」といった「振り込め詐欺」のほか、「金融商品等取引」名目の詐欺、「ギャンブル必勝法情報提供」名目の詐欺、「異性との交際あっ旋」名目の詐欺など「振り込め類似詐欺」などを総称したもの。
読書通帳	子どもたちの読書意欲の向上などに向けた取組の一つで、自分の読ん だ本を記録しておけるもののこと。
特定生産緑地	都市計画決定から30年経過する生産緑地(良好な都市環境の形成に役立ち、農業の継続が可能であることなどを条件に、都市計画により生産緑地地区として定められた農地等。税制の優遇措置あり)について、引き続き同様の制度が10年延長される農地のこと。
特別支援教育	従来の特殊教育の対象の障害だけでなく、LD(学習障害)、ADHD(注意欠陥多動性障害)、高機能自閉症を含めて障害のある児童・生徒の自立や社会参加に向け、一人ひとりの教育的ニーズを把握して、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するために、適切な教育や指導を通じて必要な支援を行う教育のこと。
ドメスティック・バイオレンス (DV)	配偶者や恋人など親密な関係にある者(過去にそうであった者を含む)からの暴力のこと。身体的暴力のみならず、心身に有害な影響を及ぼす言動などの精神的暴力、性的・経済的な暴力も含む。
な行	
中仙道蕨宿まちなみ協定	中仙道まちづくり協議会の区域の住民が、自主的に定め、運営するまちづくりのためのルール。中山道沿道蕨宿地域において、建築物等の整備に関する事項等を定め、当該地域の歴史文化軸にふさわしいまちなみとして、維持向上することを目的としている。
認知症ケアパス	認知症になっても住み慣れた地域で安心した生活を続けられるよう、 市が作成したガイドブックのこと。認知症の状態に応じて、家族に行ってほしいこと、認知症高齢者を支援する体制などを解説している。
認知症サポーター	認知症に対する正しい知識と理解を持ち、地域で認知症の人やその家族を温かく見守り、支援する応援者のことを指す。認知症サポーターになるには、キャラバンメイト(認知症サポーター養成講座講師)による講義を受けることが必要。
認知症地域支援推進員	認知症になっても住み慣れた環境で生活できる地域づくりに向けて、各市町村が配置。認知症の人や家族の相談支援や関係機関とのネットワークづくりなどを担う。
は行	
パートナーシップ・ ファミリーシップ届出制度	一方または双方が性的少数者である二人が、お互いを人生のパートナーとして認め合い、協力し合う関係であることを市に届け出ると、市から「届出受理証明書」と「届出受理証明カード」が交付される制度のこと。
配偶者暴力相談支援センター	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律に基づく事業であり、配偶者等からの暴力を防止し、被害者の自立及び保護を行う機関のこと。
ハザードマップ	地震や洪水、内水など、想定される自然災害による被害を予測し、その被害の範囲と程度を地図化するとともに、対応方法や避難場所等の各種情報を分かりやすく表示したもの。自然災害のリスクの把握や適切な避難行動等の情報提供により、被害軽減に役立ててもらうことを目的とする。

	-
はつらつスクール事業	大学生などに児童・生徒の学習や生活の支援等をしてもらうことで、学校教育の充実を図る事業のこと。活動する大学生にとっても、将来に向けた社会的視野の拡大という側面から、大切な経験となりえる。
ハラスメント	さまざまな場面における嫌がらせやいじめのこと。他者に対する発言 や行動等が本人の意図には関係なく、相手を不快にさせたり、尊厳を 傷つけたり、不利益を与えたり、脅威を与えることを指す。
伴走型相談支援	すべての妊婦や乳幼児期の子育て家庭が安心して出産・子育てができるよう、妊娠期から出産・子育てまで各段階のニーズに合わせて、相談や面談、情報発信など、寄り添いながら支援を行う取組のこと。
ファミリー・サポート・センター 事業	「子育ての援助を受けたい人」と「子育ての援助を行いたい人」が会員になって、お互いの理解と協力のもとに、地域のなかで育児のボランティア活動を有料で行う会員組織。安心して子どもを預けたり、預かることができるように会員相互間のコーディネートを行う。
フードパントリー	ひとり親家庭や生活困窮世帯など、さまざまな理由で日々の食品や日 用品の入手が困難な方に対して、企業や団体などからの提供を受け、 身近な地域で無料で配付する活動または場所のこと。
双子織	江戸時代の末、塚越の高橋新五郎が英国製綿糸を入手し織り出した「二タ子」と明治20年代後半に改良して開発された「双子織」を指す。昭和に入り、手織りから力織機への転換により衰退し、幻の織物になっていたが、近年、できる限りの再現を目指して、機械織ではあるが「新織 蕨双子」として復興した。
分流式下水道	汚水と雨水を別々の管に分けて排除する下水道のこと。かつて主流であった汚水と雨水を同一の管渠で排除する合流式下水道とは異なり、雨水は直接河川等へ放流され、汚水のみが処理場へ集められて処理される。近年は、分流式下水道の整備が進められている。
保育・子育てコンシェルジュ	蕨市が配置する、保育施設や子育て支援事業の相談や情報提供を行う 職員のこと。
や行	
ヤングケアラー	本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っているおおむね18歳未満の子どものこと。
ユニバーサルデザイン	障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすい都市や生活環境などのデザインのこと。
6行	
リサイクルフラワーセンター	蕨市・戸田市・蕨戸田衛生センター組合が共同で設置・運営している施設。市民自らが分別して、家庭で一定の段階まで堆肥化を進めた生ごみを再生資源として肥料に変え、花苗を生産している。
リプロダクティブ・ヘルス/ライツ	性と生殖に関する健康と権利。性や子どもを産むことに関わるすべてにおいて、身体的、精神的、社会的に本人の意思が尊重され、自己決定でき、そのための情報と手段を得ることができること。
留守家庭児童指導室	保護者等が就労、出産、病気・障害、看護・介護、災害、求職、就学等に関する理由により、放課後に保育ができないと認められる際に、蕨市内に住所を有する小学生を対象として、遊びや生活の支援などを行う施設。
ロケーションサービス	映画やドラマなどの撮影をスムーズに進めるため、ロケ地に関するさまざまな情報の提供や公共施設の使用などを支援するサービスのこと。
ロコモティブシンドローム	年齢を重ねることによって筋力が低下したり、関節や脊椎などの病気を発症したりすることで運動器の機能が低下し、立ったり、歩いたりといった移動機能が低下した状態のこと。

わ行	
ワーク・ライフ・バランス	仕事と生活の調和を指し、仕事と私生活の両方を充実させることで、 相互に良い効果を生み出そうとするもの。
わらび学校土曜塾	児童の自主的な学習をサポートし、学ぶ楽しさを教え、基礎学力の向上や学習習慣の定着を図ることを目的に、市内の全小学校区において、月2回程度、土曜日に実施している事業のこと。
わらび子ども宣言	2009 (平成21) 年7月、蕨市市制施行50周年に当たり、蕨市の子どもたちが豊かな心を育み、社会に誇れる人格を形成することを願い、未来ある蕨市の子ども像の実現に向けた、青少年健全育成の指針として制定した。
蕨市SDGs提案制度	市民活動を行う団体等から、その専門性や柔軟性を生かし、SDGs(持続可能な開発目標)の理念を踏まえた事業提案を受け、蕨市との協働で地域課題の解決を図ろうとする制度のこと。
蕨市健やかメディア宣言	未来を担う子どもたちの健やかな未来を願い、電子メディアから離れる時間も大切にし、目的を持って電子メディアを活用していけるようにする宣言。
わらび市民活動人材ネットつながる バンク	わらび市民ネットと蕨市が協働で運営するシステム。「資格や知識、技術などを社会に役立てたい」と思う人の登録と、それを必要としている人への紹介を行う。

「コンパクトシティ蕨」将来ビジョンⅡ 令和6年3月

発 行 埼玉県蕨市

編 集 総務部政策課

住 所 〒335-8501 蕨市中央 5 丁目 14 番 15 号

電 話 048-432-3200 (代表)

ホームページ https://www.city.warabi.saitama.jp/